

別海町議会会議録

第2号（平成27年 6月24日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 13番 中 村 忠 士 議員

② 4番 木 嶋 悦 寛 議員

③ 1番 小 椋 哲 也 議員

④ 11番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 13番 中 村 忠 士 議員

② 4番 木 嶋 悦 寛 議員

③ 1番 小 椋 哲 也 議員

④ 11番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（16名）

1番 小 椋 哲 也

2番 外 山 浩 司

3番 大 内 省 吾

4番 木 嶋 悦 寛

5番 松 壽 孝 雄

6番 森 本 一 夫

7番 今 西 和 雄

8番 西 原 浩

9番 沓 澤 昌 廣

10番 小 林 敏 之

11番 瀧 川 榮 子

12番 戸 田 憲 悦

13番 中 村 忠 士

14番 渡 邊 政 吉

副議長 15番 佐 藤 初 雄

議 長 16番 松 原 政 勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛

副 町 長 佐 藤 次 春

教 育 長 真 籠 毅

代表監査委員 志 賀 正 章

監 査 委 員 田 村 秀 男

選挙管理委員長 高 崎 好 藏

総 務 部 長 竹 中 仁

福 祉 部 長 河 嶋 田 鶴 枝

産 業 振 興 部 長 佐 藤 則 夫

建 設 水 道 部 長 宮 越 正 人

教 育 部 長 中 谷 隆 弘
会 計 管 理 者 田 保 圭 乙
農 委 事 務 局 長 山 崎 茂
総 務 課 長 佐 藤 告
財 政 課 長 阿 部 美 幸
町 民 課 長 三 戸 俊 人
学 務 課 長 佐々木 栄 典

病 院 事 務 長 佐 藤 一 彦
監 査 委 員 事 務 局 長 佐 藤 敏
総 務 部 次 長 佐 藤 告
総 合 政 策 課 長 浦 山 吉 人
福 祉 課 長 山 田 一 志
農 政 課 長 門 脇 芳 則

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉

主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

7 番 今 西 和 雄
9 番 沓 澤 昌 廣

8 番 西 原 浩

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

7番今西議員、8番西原議員、9番沓澤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（松原政勝君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、13番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） おはようございます。

通告に従いまして3点について、質問させていただきます。

まず第1点目ですが、持続する別海酪農の構築についてであります。

平成17年度から26年までの10年間で、本町酪農家の離農が192戸ありました。

さまざまな努力により新規就農が35戸ありましたが、通算で157戸が減少したという事実をしっかりと認識しなければならないと思います。

別海酪農の将来性について、危惧が生まれています。100年、200年と続く別海酪農をどう構築していくかが、今問われているのだと思います。

持続する別海酪農をどう構築していくかについて、町の考え方をお聞きします。

1点目ですが、町内の農協の昨年度の農業所得率階層別の経営規模、出荷乳量、所得などに関する調査結果を見ると、所得率40%以上の階層の平均値は、経産牛55頭、出荷乳量380トン、農業収入が4,394万円、農業を支出が2,194万円で収入から支出を引いた農業所得は2,199万円でした。

これちょっと計算が合わないようですけれど、1万円未満を切り捨てましたのでこういう数になります。

これに対し、所得率20%未満の階層は、経産牛107頭、乳量809トン、収入8,950万円、支出7,525万円で所得は1,425万円でした。

2倍近くの牛を飼って、2倍以上の乳量を出し、収入も2倍以上なのに支出が3.4倍にもなるため、所得率だけでなく所得額そのものも大規模農家は少ないのであります。

所得率30から40%の階層は、経産牛68頭、乳量が485トンで、所得が1,832万円。

20から30%の階層は、72頭、539トンで1,486万円ということですから、この数字を見ると、規模が大きくなればなるほど所得率も所得額も少なくなるという結果

になっております。

規模の拡大が所得率も所得額も引き下げる傾向にあることについては、私はこれまでも何度か指摘してきましたが、この傾向はますます強くなるばかりであります。

国や道、あるいは農業団体もこれまで規模拡大、生産拡大に重点を置いた施策を進めてきましたが、これは必ずしも農家の生活を豊かにするものではなかったということであります。

規模拡大、生産拡大に重点を置く施策が、農家の豊かな生活や安定した経営をむしろ困難にするということが明らかになってきたわけですから、それに代わる基本施策を打ち出さなければならない時期に来ていると思います。

いかがでしょうか、町長の見解をお聞きします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、本町の酪農経営における離脱、これについてはですね、生乳生産農家においては搾乳中止をもって離農と定義をしております。

現在の離農戸数の現状、現況でございますが、これは中村議員の御質問のとおりとなっておりますが、高齢化でありますとか後継者問題のほか、ＴＰＰ問題など先行きが見えない将来への不安、これらなどから年平均１６戸ほどが減少してきている状況でございます。

御質問にあります、町内農協における昨年度の農業所得率階層別の経営規模、出荷乳量、所得などに関する調査につきましては、一部の農協におきまして組合員向けの営農指導などに活用するため実施していると認識しているところでございますが、詳細については、町としても承知をしていないところでもございます。

町が把握している統計についてですが、北海道農林統計協会が発行しております北海道農林水産統計年報でございますが、この資料の平成２５年の搾乳牛飼養頭数規模別統計による農業所得率、これにつきましては飼養頭数３０頭から５０頭で１８．７％、５０頭から８０頭で１６．５％、８０頭から１００頭分の規模で２０．５％、１００頭規模以上で９％、このように統計ではなっております。

中村議員の把握をされているものとは多少違いはありますが、８０頭から１００頭規模の農家において農業所得が多く、所得率も高い結果とこの統計ではなっております。

本町では、平成２６年９月に「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を策定いたしまして、効率的かつ安定的な農業経営の育成確保のため、認定農業者制度の活用、農業経営の法人化の促進、新規就農者の育成確保などを推進してまいりました。

この構想の中に、目標とする所得水準がありますが、主たる農業従事者１人当たりの年間農業所得が４５０万円となっております、おおむねですね、達成をしているものと認識をいたしております。

また、この構想の目標を達成しうる指標の中で、酪農専業での経営規模に関しては、経産牛規模６０頭、８０頭、１２０頭、そして４００頭に加えまして新規就農４８頭と、この５つの営農類型としています。

いずれにいたしましても、町としては農業者の方々がそれぞれの自分にあった経営規模を選択していると、そのように考えておりますので、地域の特色を生かした多様な農業に対しまして引き続きですね、関係機関と連携のもとにしっかりと支援をしていきたい。そ

のように考えております。

○13番（中村忠士君） ありがとうございます。

前にもですね、この件についての、その時点での、ちょうど1年前ですけれども、1年前の時点での、数字について御披露申し上げて論議をしたということを記憶しているのですが、その際もですね、町内における、その状況についての詳細な認識はされていないという、きょうと同様の答弁だったかなというふうに思うのです。

同等の資料で、いろいろお答えがあったというふうに記憶しているのですが、ぜひですね、町内の、私が提出した今の数字は町内というだけでは限りませんけれども、根室市も入っていますけれども、根室管内、あるいは町内ですね、状況がどういうふうになっているかということを、やはりもう少し詳細に調べる必要があるのではないかというふうに思うのですが、まず、その点についてちょっと確認させてください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 確かにですね、北海道農林水産統計年報ですね、この資料については幅広く、別海、根室管内、釧路管内だけではなくて、幅広いものだと思っております。

したがいまして、今、中村議員のおっしゃられましたように、やはり少なくとも根室管内、釧路管内、今、酪農ビジョン等でも、今、それぞれ一緒になって取り組んでおりますので、それを含めて、そういう我々の地域、根室管内、釧路管内含めた、せめてそういうところの正確な経営の分析、所得率含めてですね、そういうことを今後ともしっかり把握していく、これも、これから我々の計画を立てていく上でも大事なことだということだと思いますので、ぜひ、その辺は検討してまいりたいと思っております。

○議長（松原政勝君） 中村忠士議員。

○13番（中村忠士君） ぜひ、詳細、とにかく別海の土台の問題ですから、別海町が生きていけるかどうかという、そういう、実に基本にかかわる問題だと思いますので調査等を含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

私が調べた範囲でですね、先ほど申し上げましたとおりに規模拡大が必ずしもですね、所得を伸ばしていくということには、農業所得ですね、全体の収入がふえるのだけれども、差し引いた残りがどうかという問題でいうと、必ずしも農業所得がふえるということにはなっていないと。ただ、これは平均的な数ですから、大規模農家でもですね、効率のよい、そして農業所得を上げている経営もあるでしょうから、そこも含めてですね、将来、別海町の基本になるスタイルというのはどういうスタイルなのかということですね、はっきり打ち出していくためにも、ぜひ、調査をしていただければというふうに思います。

この点はまた後ほどですね、その調査がまとまりましたら、また論議をしていきたいというふうに思います。

2番目の問題になりますが、持続する別海酪農の構築にとって、後継者対策、新規就農者対策は極めて重要な要素になります。

まず、後継者対策についてお聞きをしたいと思います。

本年2月に根釧酪農ビジョンが発表され、今、町長のお話にもありましたように根釧酪農ビジョンが発表されて、担い手の育成確保が掲げられております。

しかし、後継者対策については、後継者が自信を持って経営を引き継げるよう経営者やその家族などが後継者を育てていくとともに、地域全体で配偶者の確保に向けた取り組み

も推進していきますと述べられ、本町の菊と緑の会の活動が紹介されてはいるものの、なかなかここから具体性が見えてこないというふうに私は思いました。

一方、農村現場には、後継者対策として新規就農者対策と同様の支援策がほしいという要望も出されております。

本町として後継者対策の具体化について、どのように考えているかお伺いをします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 本町として後継者対策の具体化に、どのように考えているか、御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まずは後継者対策の基礎数値、これについて紹介をいたしたいと思いますが、酪農後継者の未婚男性及び女性は243名おられます。このうち40歳以上の方が75名。

後継者不在の経営者は60代以降の方で100名となっております。

本町では新規就農者対策に重点を置きまして、各種施策を実施してきております。

後継者対策につきましても、菊と緑の会を主体として花嫁等対策を実施し、これまでに町内農家の10%以上に当たります89組の方が成婚されております。

本町の酪農形態については、家族での経営が中心であります。

施設は、昭和40年代、50年代の牛舎が6割を占めている状況にあります。

今後、後継者が安心して営農に取り組めるよう、草地の植生改善を初め、生産体制の効率化及び省労力化を図り、次の世代へと酪農経営を継承させていかなければなりません。

そのためにも、引き続き公社営及び道営事業などによる草地基盤整備、各種事業を活用した施設整備などに対し支援を継続してまいりる所存であります。

御質問の中で、後継者対策に新規就農者と同様の支援策をとのことでございますが、国の「新規就農・経営継承総合支援事業」に基づきまして、「青年等就農給付金事業」においては、経営継承者に対する給付要件の一つとして、新規就農者と同等の経営リスクを負って経営を開始することが条件とされております。

過去に実施をいたしました後継者向けの対策については、平成23年から24年度においては、担い手育成総合支援協議会において、後継者本人が所属する農協以外での町内農協管轄で農場実習を行った場合に費用を助成するという事業を実施しましたが、応募が少なく事業の取りやめをいたしております。

また、研修牧場でも後継者研修ができる制度もございますが、現状では残念ながら活用されていない状況であります。

後継者問題に関しての新たな対策につきましては、どんな支援ができ活用されるか、これを見きわめながらやっていく必要があると思いますので、関係機関と協議を進めまして、今後検討してまいります。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） おっしゃるとおりに町もですね、さまざまな工夫を凝らしながら何とか支援をしたいという熱意についてはわかるのですが、現実的にはなかなか応募がないという、相手方の関係もあるのでしょうかね。さまざまな困難もあるということではありますが、ひとつ具体的な問題として、今も出てきましたけれども、青年就農給付金事業の関係をちょっとお聞きしたいと思います。

担当の方にお聞きしたら平成24年が9件、平成25年が7件、平成26年が9件の採用といたしますか、適用されているという数字でありますけれども、親元就農にも適用されるようになったのだけれども、現在のところ本町においては、先ほど言った9件、7件、

9 件のうちですね、親元就農があったかというゼロなのですね。

今年度も今のところを5件というふうに聞いていますけれども、5件の申し込みがあるけれども、親元就農についてはゼロ件というふうになっていると。こういう状況というのは、周知の不足なのか、あるいは親元就農を考えておられる方、あるいは御家庭の事情なのか、そこら辺どういう理由でこういうことになっているのかということは、ちゃんと調べられているかどうか。

調べられているとしたら、その理由は何かお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 私の方からただいまの御質問にお答えいたします。

親元就農の場合の給付要件の一つとして、継承する農家経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始するというのが条件であります。

御質問にあります新規就農者と同等の経営リスクという部分の中身につきましては、具体的には、まず一つ目が新規作物や新技術の導入。二つ目に新たな販路の開拓や直販、輸出等への取り組み。三つ目が農産物加工の取り組み。四つ目が観光農園や農家レストラン等への取り組み等行うというような部分が条件となっています。

これらの取り組みを青年等就農計画等で認めた場合、給付対象となるようなことになっています。

青年の部分なのですが、親元という部分からいくと、なかなかこの条件からしても実際活用するとすれば難しい面が現実としてあるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 中村忠士議員。

○13番（中村忠士君） 周知というよりもむしろ条件が厳しいと言いますかね、ハードルが高いのではないかなというふうなお答えだったと思うのですが、確かに新規作物の導入であるとか、経営の多角化等経営、発展に向けた取り組みが行わなければいけないというふうに条件としてなっていると。一定程度のリスクを背負ってやるのであれば給付しますよという話になっているわけですね。

ここがね、私やはり一つ大きな問題というか、なかなか進まないところであるというふうに思うのです。

申し上げたいことはですね。もっと使い勝手、端的に言えばですよ、端的に言えばもっと本当に使い勝手のいいものに改善をしていく必要があるのではないかなというのが、端的な言い方ではそういうことなのですが、町長の裁量もあるわけですよ。町長が一定程度認める。そのことによって、これが採用されるという部分もあるわけですから、ぜひですね、町長の裁量権を行使して、親元就農で給付を受けられるようにすべきではないかと。

また、今、出てきたような制約が一定程度あるわけだから、その点を改善してもっと使い勝手のよいものにすべきではないかなというふうに御提案申し上げるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今の、ただいま申し上げましたように、国の支援制度はなかなか条件が厳しい、使い勝手が悪いと我々も十分認識をしておりますが、なかなかその部分をですね、町の裁量でということにはなかなか国の制度ですのでそれは難しい。

いずれにしても、後継者が不足というこういう現実。そして戸数が減少しているこの状況というのは非常に厳しい。そして危機感を持って、我々も思っておりますし、そこを何

とかどうやって改善していくか。

これは国の制度にもよりますし、また、町、農協、個人の自助努力含めてトータルでやっていく必要があると思います。

いずれにしても、今、農林水産業の地域活力創造プランを含めてですね、やはり国も積極的な対策を打ってきております。

それを活用するというのも、当然重要なことだと思いますし、活用しやすい制度に変えていく、そういうことは我々も常日頃から国に対して強く要請してきているところでありますので、畜産クラスターを含めて徐々にそういうことが取り入れられてきているということもあります。

したがって、これから10年後のいわゆる所得を倍にする。

また、この根釧の将来ビジョンにおいては、1.5倍のまず所得率にしていくというような目標を掲げておりますので、それらにどうやって総合的な、国を含めた酪農、畜産の振興対策をこれからやっていくか、そして担い手の皆さんがやはり意欲を持ってですね、いろいろな夢や希望がかなえられる、これが我々の地域の酪農だというそういう思いを持ってもらえるような魅力のある、そしてやりがいのある酪農、産業としての酪農、これをどうやってしていくか、これがこれからのまさに正念場、我々の重要な課題、そのように思っております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 青年就農給付金事業に関しては当初ですね、この制度が始まった当初は親元就農についてはなかなか言及されていなかった。

でも、町長初めですね、現場からの声あるいはさまざまな働きかけによって親元就農にもこの給付が行われるというふうに制度改善されてきた。

だから、言えばですね、改善される余地というのはあるわけで、その可能性というのはあるわけで、私たちも頑張りますのでひとつ町長も頑張ってください、より使い勝手のよい、この親元就農でもその給付を受けて安定した経営に乗り出して行けると。年150万円というのは非常に大きいですからね、やっぱり。

そういうことでの励ましといいますかね、精神的な励ましも含めてそういう施策がとられるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

3点目の質問に入ります。

担い手の育成確保という点で、今度ちょっと視点をええましてね。

別海高校酪農経営科や農業特別専攻科の果たす役割は大きいものがあるのではないかと、いうふうに思います。

そして現実にはですね、そこで青年が育っていつているということでもありますから、酪農経営科あるいは特別専攻科が担い手育成のために一層大きな役割を果たしていただけるよう、町としても支援していく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えいたします。

本年度の別海高等学校酪農経営科の在校生は、1年生が14名、2年生が17名で、3年生が12名の計43名で、農業特別専攻科は1年生が9名、2年生が6名の計15名が在籍しております。

同校には酪農経営及び酪農従事者をめざす生徒の活動援助を行うことを目的として、「別海町酪農後継者を育てる会」が設立されております。町及び農協が助成を行い、海外研修等各種事業を実施しております。

また、昨年度から同校では、東京、大阪方面で開催されております「新農業人フェア」に教職員を派遣して生徒募集を行っておりまして、道外出身の農業特別専攻科生徒2名のうち1名が、その「新農業人フェア」での募集が功を奏して入学に至っております。

町としても担い手の育成確保として引き続き、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 努力もされているということなのですが、とりわけ酪農経営科に関してはですね、定員1学級40人ということですが、今、出てきましたように1年生が14人、2年生が17人、3年生が12人ということで定数の枠から見るとですね、まだまだ余地がある状況であります。

先ほどお話があったようにですね、努力もされていると。ただ、今までどおりの努力ではですね、ちょっと追いついていけないのではないかと。より抜本的な対策が必要ではないかというふうに思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、酪農経営科ですね、状況についていろいろ御質問がございましたけれども、いずれにしても現状はですね、いわゆる酪農家の子弟というよりも、一般の方が酪農経営科に入学されているという現実もあるわけでありまして、それを含めてですね、今、別海高校の生徒の減少で間口も一つ減ったという状況の中で、全体ですね、どういうふうにしていくのかということも真剣に、これ喫緊に議論して協議していく必要があると。

さまざまな今、別海高校への支援策を打ち出しておりますけれども、それらを含めてですね、今後、早い時期にしっかりとした構想をこれからどうしていくのか方向性をね、やっぱり、検討していく時期だと思っております。

その辺はですね、今、指摘のとおりだと思いますので、その辺も含めてこれから協議していくということにいたしております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 大変急がれる課題でもあるかなというふうに思います。

ぜひですね、検討を進めていただきたいと思います。

4点目に入ります。

新規就農者対策に関して「根釧酪農ビジョン」では、地域での受け入れ・定着の具体例として「リース方式」、「居抜き」、「のれん分け」という3パターンを提示しています。

町長御自身もですね、「離農跡地新規就農型」あるいは「任意組織型」、そして「法人設立型」の具体的構想として示されておられます。

この点は非常に積極的であり、私自身は大変期待するところでもあるのですね、こういうふうに具体的に述べられているということに関しては非常に敬意を表します。

問題はですね、パターンや構想は示されているのだけでも、問題はこれをどのように進めていくかということであろかなと思います。

進め方についてどのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいまの質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども述べさせていただきました本年2月に策定をされました「根釧酪農ビジョン」。これでは将来像の実現に向けた新たな調整の中で、地域の経済社会の維持・拡大に向け、現在の酪農家が安定した経営を続けるよう条件整備を進めていくとともに、地域関係者が一体となった取り組みを行う中で、後継者や新規就農者など担い手の育成確保を進めていくことといたしております。

具体的な対策につきましては、現在行われているリース方式による「離農跡地新規就農型」、これに加えて最近動き始めました「居抜き方式による経営継承」、これを増加させ円滑に経営移譲を図るための組織及びシステムづくりに対して支援をしていく必要がある。そのように考えております。

今後におきましては、「法人設立型」方式、これが有効だと考えられますので、この方式については離農予定者と新規参入希望者が法人を設立し、設立当初は離農予定者が法人の代表者となり、段階的に出資比率を新規参入者に移行させ、数年後に経営を引き継ぐ方式でございます。

この方式に関しましても、「居抜き方式による経営継承」と同様に組織及びシステムづくり、これをしっかりとやるために支援していく必要があると、そのように考えております。

今後、農協など関係機関と協力してですね、積極的に対応できるような、今後できるようにですね、検討してまいりたい。そのように考えております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） システムづくりというふうにおっしゃられましたが、そのとおりだと思います。調整期間等ですね、どういうふうに構築していくか。人と人との関係ですから、なかなか難しいところもあるということで、そのシステムづくりということにも言及されましたのでね。

ただ、システムづくりと言われてから久しく経っているわけですね。なかなか進んでいない部分もありますので、ぜひ、急いでいただければというふうに思います。

2番目の質問に入ります。

T P P反対の取り組みについて、T P P環太平洋連携協定については4年半を超える国内外の粘り強い国民的運動によって妥結を阻止してきました。

しかし、4月末の日米首脳会談で迅速、かつ成功裏の妥結を達成するためにともに取り組むと、早期妥結に向けて日米で協力することが再確認されました。

甘利大臣とフロマン通商代表との閣僚折衝で、9合目まで議論が煮詰まってきたとも言われております。

アメリカ議会下院で審議されていると、こういうようにこのときは書いたのですが、今、情勢が変わって上院に戻されているのですが、そういう状況がありますが、T P AあるいはT A A関係のですね、法案の状況によっては一気に妥結に向け、動きが加速する可能性があります。

別海町の基幹産業の崩壊につながりかねない問題であり、食の安全、医療、保険、雇用など、地域全体の生活基盤が危機にさらされる問題でもあります。

4月の選挙で町長は立派に再選されました。

町行政のリーダーとして、全国一の酪農のまち、べつかいの町長としてＴＰＰ反対のアピールを改めて全国に向け発進すべきではないかと思います。

最も効果的なアピールの一つとして考えられるのは、町民集会の開催です。

町長のリーダーシップで町内各団体、関係者に呼びかけ、共同の力で町民集会を開催することが全国への強力なアピールになります。

ＴＰＰ反対の取り組みに対する現在の町長の考え、決意をお伺いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

ただいまお話がありましたように、米上院でいわゆるＴＰＡ含めた促進をさせるという動議が可決されたということで、ここ数日中はですね、上院で可決される可能性が非常に強くなったということで、我々もしっかりとその辺は注視をしていかなければならない。そのように思っております。

ＴＰＰの協定交渉につきましては、早期妥結に向けて参加国による交渉が継続されておりまして、米国においてはＴＰＡを法案の審議が進むなど重要な局面を迎えております。

こうした中、米国産牛肉、豚肉の輸入関税の大幅引き下げを検討していることの報道もありますが、政府は、ＴＰＰ交渉参加の際に相手国と秘密保持契約を結んだことを強調しまして、秘密主義を貫くなど極めて情報が不透明な部分があります。

私は、ＴＰＰ交渉参加を検討するとしたときから反対の姿勢を貫いてまいりました。

特に重要５品目等の聖域確保ができないと判断した場合は、脱退も辞さないとする国会決議の遵守、これを強く主張し、今後もその決意は変わることはあることはありません。

ＴＰＰ問題は、地域の経済社会の維持拡大にとって最も重要な課題の一つであると考えております。

このような中であって、根釧酪農の将来のため大きな組織をつくり、一定の方向を持って取り組みを進めることを期待する声が高まり、昨年８月に、先ほど申し上げました根室地域の市町村長及びＪＡ組合長が一同に集まりまして、「新たな根釧酪農構想検討会議」が発足し、ことしの２月にですね、「根釧酪農ビジョン」が策定をされました。

オール別海でのＴＰＰ反対に対する取り組みは、もちろん大事なことでございます。

しかしながら、まずは根釧酪農の現状や将来の方向性を共有していくためにも、根釧地域の関係者が一丸となって行動すべきであると、そのように現在考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○１３番（中村忠士君） 私は全国一の酪農郷である別海町が、別海町として全国に発信をしていくということが最も大きなアピールになるというふうに申し上げてきたところですが、その点についてちょっと平行線的なところもありますので、それは今後ね、思いは同じだと思うのですよ。

本当にＴＰＰこのままいったら大きな不安を残してしまうと、打撃にもなるということでもありますから、思いは同じだと思います。

ぜひですね、管内的な動きも町長おっしゃられるとおり具体化はしているのだけでも、この状況の中で本当に今、やれること全てやるという御決意をですね、町内でやれること管内全体でやれること含めまして、やれることは全てやるという御決意をですね、ぜひ聞かせていただきたいと、こういうに思うのですがどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） いずれにいたしましてもですね、今、そういう面では、来月含めて数週間というのは大きな山場になるのかな、そういうことは我々も入ってくる情報の中では感じております。

したがって、そういう中で新たな二国間交渉も始まりますので、どういう国、政府として臨んでいくか、これが極めて重要なことになります。

その中で譲歩を重ねていくことがあれば、これは我々にとっても非常に打撃が大きい、そういう内容での妥結も図れる可能性もまだあるということでもありますので、その辺はしっかりとですね、注視をしながらこれから対応していきたいと思っておりますし、特に、今後、これから根室管内の1市4町による期成会への中央要請もありますし、それから全国町村会、さまざまな全国組織、道組織の中で私も所属しておりますので、それらを通じてですね、やっぱり、なるべく大きな枠組みの中での、地域でやるのも当然、大事なことであります。

それと同時に、私のそういう立場を利用しながら、活用しながらですね、しっかりと国に訴えていく、直接国の主要な人に訴えていく、これも大事なことでありますので、そういうことですね、しっかり対応していきたいと思っております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） ここ、本当に1カ月あるいはもう1週間、2週間が非常に山場になるかもしれません。

具体的な点でですね、また、この議場外での論議も含めてさせていただきたいと思います。

3点目に入ります。

マイナンバー制についてであります。

社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度は一昨年の5月に法案が成立して、ことし10月からマイナンバーの通知が始まり、来年1月から本格実施という計画になっています。

ところが日本年金機構から125万件の年金個人情報が出たのに続き、東京商工会議所でも1万2,000件の情報流出が発覚しました。

北海道新聞は6月12日の社説で、制度の是非を含め、立ちどまって考える必要があると論じています。

国民の不安が急速に広がるマイナンバー制についてお聞きします。

1点目です。

町として、町民のマイナンバーの安全性は絶対確保できると言い切れるかどうか、この点についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

マイナンバー制度にかかわる情報システムの整備に当たりましては、個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用されたり漏えいすることがないように、国は安全措置として、個人情報の事務ごとの分散管理や個人が特定できない情報連携の仕組みを構築しています。

また、目的外利用の禁止や外部の委員会によるという監視監督など、個人情報の適正な取り扱いを確保するための制度上の保護措置も定めています。

本町の情報システムにおいても安全を確保するため、国が定めるガイドラインなどに基

づき、アクセス制御や通信の暗号化などシステム面での対策や担当者への権限付与など運用面に必要な対策を講じるよう検討しています。

今後も国が示す情報漏えい対策などを注視した上で、町としてもさらなる安全確保のための情報セキュリティ対策にかかわる対応を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） このマイナンバー制度の先進国であるアメリカの話というのは、町長も部長も耳が痛くなるほど聞いているのではないかというふうに思いますが、アメリカでは本当に大変なことになっています。

社会保障番号の流出、不正使用による被害が年間20万件を超えるという状況になっており、これは見直さなくてはならないのではないかという話になっています。

イギリスでは国民IDカード法というものが創設されたわけですがけれども、人権侵害の危険があり、巨費が浪費されるとして、後に廃止されました。

それから韓国では個人情報の漏えいがやむことがないと。売買の対象になって大問題になっていると。

それからスウェーデンでは、成り済ましが横行して犯罪の温床になって、これについてもスウェーデンでは見直しが検討。まな板の上に上がっているという状況になって、これを導入したところは、今、大変な状況になっています。

完全に個人情報を守る効果的なシステムの確立は、いまだにないのだというのが世界の常識ですね。大丈夫だから安全だからといって構築したシステムがですね、必ず破られると。

それに対して、またいろいろセキュリティの問題で構築しても、またそれを破られるというイタチごっこというのが今の現実であります。

本当に安全だと確信を持って言えるかどうかという点が非常に危惧されるわけであります。

ちょっと時間の関係で、具体的な問題でね、ちょっと質問させてください。

町としての業務システムの、2点目に入るわけですがけれども、業務システムの改修など準備作業が必要ですが、町の制度の実施並びに運営にかかわる経費がどのぐらいになるのかという点についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

マイナンバー制度の実施に伴う町の負担といたしましては、制度に対応した総務省及び厚生労働省関連システムの改修費や、他市町村等と情報連携を実現するために必要な中間サーバーの構築及び運用経費、個人番号カードの発行等に関する事務の委任に必要な経費などがございます。

これらの経費の全額もしくは3分の2は国の負担となっており、また、町負担の3分の1についても交付税措置がされるということになっています。

なお、国の補助対象以外では、町も一事業者であることから職員の給与や共済事務にかかわるシステムの改修経費、こちらに37万円ほどを見込んでいます。

ただ、そのほかにも情報連携のための町内ネットワークや情報セキュリティ対策にかかわる経費に加えまして、町が独自業務に利用する場合はシステム改修費等が必要経費として想定されます。

しかし、現時点ではまだ不確定要素が多いことから、詳細について算定ができないという状況でございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 制度導入に関してシステム構築が国全体で3,000億円というふうな数字も出ているのですが、国が負担するあるいは町が負担したとしても、後に交付税で返ってくるというようなお話でしたけれども、それらを含めて全体で幾らかかるかということをお聞きしておったわけですがどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

先ほど回答の最後のところでも申し上げましたけれども、現時点です、要素が確定していないということで、詳細についてなかなか算定できないという状況なのですけれども、整備それから対応の状況によってはですね、数百万から1,000万を超えるような経費がかかることも想定されますが、今後の対策のとり方、対応状況によってですね、今後算定されていくということになりますので、現時点では具体的な数字を申し上げる段階にはないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） もう制度が具体的に始まろうとしているときにですね、一体どのぐらいかかるのかということがまだわからないっていうのが、今、明らかになったわけですが、それは町の責任というよりはね、そういう制度を国が無理やり進めていくということの問題点として、私は受け取りました。

今後ですね、だんだん明らかになってくるのだと思うので、その点も含めて町民に対する説明を果たしていただければというに思います。

3点目、ここが1番、実は大きなというふうに思っているものですから、3点目に入ります。

町内の各企業事業所との準備が必要なわけですね。

町としてサポート体制をとる予定はあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

民間事業者も税や社会保険の手続などで、従業員やその扶養家族のマイナンバーを扱うこととなりますが、全国的に事業者の認知度の低さ、準備不足が懸案となっております。

国は本年夏までに6割から8割の事業者がマイナンバーの準備を開始することを目的に、経済団体等による説明会の開催や広報協力の依頼、税理士会及び社会保険労務士会等への協力依頼などを展開しているところです。

今後は、町でも広報紙への記事連載やホームページでの情報提供、また、希望団体への出前講座の開設等を行っていますが、地元経済団体である商工会等とも連絡調整を図りながら、効果的な周知のあり方を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） ほとんど知られていないというのが現状だと思います。

私もある業者さんとお話ししたら、全然知らないよという話で、お話をするとですね、本当に大変なことだなというふうな認識を持たれたようですけれども、この後、本当に制度が発足、具体的に滑り出す、スタートし始めるということまでにやらなければならない

こと、本当にたくさんあるという、業者さんがですね、あると。

担当の方にお聞きしたらですね。対象業務の洗い出し、対処方針の検討、社内通知、関連システムの改修、そして委託先の監督と、システムの構築がされてもですね、その情報が漏れないようにずっと責任を持っていかなければいけないと、一企業、どんな小さい企業でもですね、人を雇うというような状況になっていけば、それをずっと管理しなければならないと、本当に大変なことだというふうに思うのですね。

そこら辺で、確かに広報で述べられて、ことしの4月ですか、業者向けにお知らせがあったりしているけれども、それではとても足りないのではないかと。業者さんの苦勞から見るとですね。

本当に町も大変だと思うのです。思うのですが、積極的な支援が私は必要なのではないかというふうに思います。商工会との連携というふうにおっしゃいましたけど、そこら辺、もう少し具体的にですね、説明していただければと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議員おっしゃられましたとおり、民間の事業者でもですね、給与所得の源泉徴収票であるとか、社会保険の被保険者資格取得届、こちらにマイナンバーを記載していくような必要があるということで、事業者としてもですね、システムの整備であるとか、また、この情報を取り扱う時にはですね、社内規程の確立であるとか、いろいろな業務がかかわってくることになりますので、確かに準備がおくれている現状でですね、これは早急にやっていかなければならないという必要性があるということは認識してございます。

その辺ですね、町として、ただの説明会を行っても、参加事業の方をどれほど確保できるかということにも懸念がございますので、やはり、商工会等を通じてですね、その説明会の持ち方であるとか、効果的なですね、周知方法を図っていくことができるようにですね、共有していきたいというふうに聞いております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 町民の周知も、そして本当にかかわっていかなければならない事業所、企業ですね、体制の関係についても周知についても本当にできていないと、それは何回も申し上げますけれども、そうせざるを得ないそういう制度なんだというふうに私は理解しているのですが、この個人情報の絶対的安全性が確保できない、または企業、事業所、町民への周知や理解が十分でないというふうに判断される場合はですね、制度の中止、あるいは延期を政府に町としても要請していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） このマイナンバー制度につきましてはですね、特に先般の日本年金機構、この年金個人情報流出事件などによってですね、大変、マイナンバー制度に対する安全性に対する不安、これが国内に広がっているということは十分に認識をいたしているところであります。

今後の国による、先ほどもお答えしましたように、さらなる安全確保対策、これの構築状況ですね、これらをしっかり見据えながら町としても関連機関と連携してですね、セキュリティ対策の具体的な運用方法について煮詰めていくことなどですね、現時点でできることをしっかりと取り組みを行いながら、この対応については冷静な判断を今後していきたい。そのように考えております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 本当に不安いっぱいですね、制度であります。

完全にはですね、制度発足にかかわった、国会での審議中っていう部分もあります。

ぜひですね、町民が抱える不安、事業所がかかえる不安をですね、代弁する形で必要であればきちっと国にも要請をしていくということと、もう一つはですね私、広報を見させてもらってですね、安全なのだということは非常に強調されているのだけれど、リスクもありますよということをちゃんと伝えなくてはいけないのではないかというふうに思います。

最後にその点、しっかり町民にもですね、リスクを伝えるということが必要ではないかと思います。

その点について、最後にお聞きして終わります。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） この制度についてはですね、特に広報でも、今後、皆さんにしっかり知っていただくということは当然やっていかなくはなりませんし、それらのリスク等々いろいろな、これから限りなく小さくしていく、こういう取り組みを町もしっかりと対応していきたい、国を含めてですね、それを注視しながらしっかりとやっていきたいと思っております。

それらを含めて今後についてはですね、それを含めてしっかりと冷静にですね、対応していきたい。そのように思っております。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 以上で、中村忠士議員の質問を終わります。

ここで10分間、会議を休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に4番木嶋悦寛議員、質問席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（木嶋悦寛君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は大きく二つの質問させていただきます。

まず、統計データの蓄積及び管理についてです。

ことは5年に1度の国勢調査の年であります。国勢調査での各種の人口統計データは、町の総合計画、子育てや医療福祉、産業振興、防災などあらゆる計画の基となります。

もちろん国勢調査以外にも、国においては農林業センサスや経済センサス、学校基本調査など実に多くの基幹統計調査が実施されています。

また、民間団体において実施されているものもあり、今やこうした統計データは住民の生活と切っても切れない関係にあると言っても過言ではないと思います。

現在、政府統計の総合窓口e-Statでは基幹統計調査のデータを検索でき、地図情報システムと連動させてのデータ抽出などもでき、充実したサービスが提供されています

が、町独自の基幹統計のデータを管理することは、自治体としての自主性、自律性の拡大を図り、政策の独自性や要望などへの即応性を保持する上で大切なことであると考えます。

そこで2点について質問いたします。

まず1点目です。

本町では、こうした基幹統計調査のデータをどのように蓄積し、管理、活用されていますか。伺います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

現在、統計法の規定に基づく基幹統計の指定を受けている統計は、国勢調査、農林業センサス、学校基本調査など全部で55種類ありますが、本町においては、これらの基本統計の調査結果等をもとにして、別海町統計資料を作成してホームページ等で公表しております。

また、そのほかにも各部、部外局において、所管業務における年次ごとの収集資料それぞれに精査しており、それらのデータを蓄積して、管理、活用等を行っているというところ です。

ただ、町として独自に基幹統計の数値情報をデータベース化して、管理、活用するような取り組みは現在行っておりません。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 実は私、昨年の12月にある目的がありまして、その統計データを集めていたのですね。

ですから統計の担当の方にはちょっといろいろお世話になったのですが、その関係で見えてきたことなのですが、ぱっとこう、必要な別海町の基幹的なそのデータが一覧表で見られるものが実はなかったと。

これから、例えば町の総合計画第7次に向けての取り組みも、この後進んでいくと思いますが、そうした中でこれまでのデータですとか、そのときになったら集めるのでしょうか、本当に日々の蓄積というのは大事ですし、それを分析して政策に生かしていくということは、これは多分国なんかは十分やられていると思うのですね。

それはやはり地方でも、戦略をどんどんつくっていくとかというときにも必要になってきている部分であると。

そのあたりを本当にどう考えておられて、これから先ですね、そういった取り組みをするべきじゃないかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

先ほど回答申し上げましたように、それぞれですね、各行政機関の所管部署においては必要な調査等を行ったデータについてはですね、これを資料化してですね、活用するという方法をとっております。

ただ、基幹統計調査につきましては、特に重要な統計調査ということでですね、一般統計調査にはない特別な規定等があるわけですが、これは調査に当たってですね、報告をする義務が国民に課せられておりましたり、また、語り調査の禁止であるとか、地方公共団体による事務の実施、これは委任事務ということで地方公共団体は統計調査のお手伝いと言いますか、お手伝いをしているわけですが、このデータそのものをです

ね、まず、一時的に市町村でですね、データベース化することは本来の統計調査目的から外れますので、することができません。

ですから町のほうで、この基幹統計調査のデータを使うということは統計調査が終わって、国勢調査ですとおおむね1年ほど結果公表までかかりますけれども、公表されたデータをですね、データの中から別海町もしくはこの根室振興局管内の市町村を特に抽出してですね、また、蓄積し直せばですね、利用することはもちろん可能なのですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、今の総務省のほうではe－S t a t等ですね、公表しておりまして、言い方が適当かどうかわかりませんが、非常に便利で使いやすい統計データとなっております。

ですから民間利用を含めてですね、町もですね、このe－S t a tを利用することでですね、非常に活用しやすいデータを入手することができると。これは総務省がそれを目的としてですね、民間団体に委託をして、このデータを公表しているわけですがけれども、現状ではですね、公表されたデータをさらに積み上げるというよりも、これらのデータを逆に活用していくということのほうがですね、効果的、効率的であるのかなというふうに捉えております。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） そのあたりはもう十分承知の上でお話をさせていただいております。

私が言いたいのは、要するにe－S t a tにしてもなんでもそうですけれど、便利にはあるのだけれど情報がきちんとあるわけですよ。いろいろなところに。だけど、それを使うといったときに、いちいち探してこなくてはいけないわけですね。必要なものを。例えばそういうものを、いろいろな分析に使うときにすぐ使えるものを町として用意していく。先ほども言いましたようにやはり、自治体としての自主性、自立性が非常に大事な部分だと思います。

これから地域戦略をつくっていく上でも非常に大切な部分だと思いますので、そのあたりのことで必要なんじゃないかというふうに申し上げたわけで、先ほど言ったように、基幹統計のデータはそのまま使えないと。もちろんその公表されてから使うというのは、それは当然だと思いますし、ただそれ自体も、国勢調査の昔は冊子が出たと思いますけれど、今はそれもないみたいですし、そうすると、そういうものの蓄積というのは、全部調べてこないと、例えば50年前からの調査はできないということになります。

ただし、それを例えば、今の業務の中でやっていただこうと思っても、多分、すごい大変なことになると思いますし、実際に分析となると専門性も必要が出てくると思いますので、そういうところについては2番目の質問にも関連してくるのですが、ある程度、統計調査というのが、この町にとって大事な部分だということを、きちんとした行政の核にしていくのだということを思って、そういう部署なり、例えば専門家を招くだとかそんなことをして、基本的な部分をきちんとこの何年かのうちにつくっていく。そういうことが大切ではないかなというふうに思いますが、そのあたりまで、ちょっと範囲が広がりますけれど、どういうふうにお考えなのか、お伺いします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

確かに統計調査のデータにつきましてはですね、冊子で提供されると。ただ、国勢調査につきましては前回からデータ化されたものもですね、提供、配付はされておりますけれ

ども、冊子のものをそのままデータ化されているという状況ですから、データベース化された資料ですとか、そういったものではございません。

議員おっしゃるとおりですね、どのように積み上げていくか、物理的、時間的、人的ですね、労力等もですね、かかっていく問題になろうかと思えますけれども、現時点ではですね、先ほどから申し上げておりますように、その基幹統計のデータとは違いますが、その各行政部門において必要な調査等を行ったデータですとか、そういったものがですね、ルール化されているかどうかは別として、最近は磁気媒体でデータ保存することもできますので一定程度データは蓄積されておりますし、通常町業務で利活用するようなデータ管理についてはですね、一定程度できているのかなと。

ただ、今後に向けてですね、その研究調査等を目的とした活用していくためにはですね、どの範囲までデータ化していくのが適当であるか、そういったことも検討、調整していかなければならないと思えますので、本日の御指摘を受けてですね、その必要性と方策、方法についてですね、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 先ほど質問に立ちました中村議員の中にもありましたけど、酪農家の収入の問題ですとかそういうことも、非常に関連してくるような部分も多分あると思います。

ぜひ、早急にですね、進めていただきたいなというふうに思います。

2番目の質問です。

基幹統計調査のデータに関し、新規企業や業態変更、設備投資などを行おうとする企業や個人に対し、要望があれば提供できるよう準備が必要であると考えます。

中小企業振興基本条例第5条2項にもあるように、中小企業への支援の一環として町長の責務と捉えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

企業への支援の一環としての責務ということでございます。

基幹統計調査データに関してでございますが、木嶋議員の言われるようにですね、別海町中小企業振興基本条例第5条第2項でございますが、「町長は、国、北海道、その他の公的団体等と連携をし、中小企業者等に対する支援など必要な施策を講じなければならない」といたしております。

また、別海町中小企業振興行動指針においてもですね、「地域内経済の現状把握し、行政、経済団体、大学、金融機関等の連携のもと、調査分析の効果的实施や有効活用を進める」といたしております。

このことから、今回の補正予算に計上しております「産業連関分析事業」の計画をいたしているところであります。

この事業についてですね、簡単ではありますが説明させていただきたいと思えますが、産業連関分析というものは、町内で生産されることにより得られた外貨がどのように町内で循環しているのか、また、町外へ流失をしているのか、さらには産業間でどのように取引をされているのかを表した産業連関表を作成する事業でございます。

この産業連関表作成に当たっては、国や北海道などの基幹統計調査データのほか、必要なデータを町内中小企業者へのヒアリングなどによりデータを収集することといたしております。

国の産業連関表が今月公表されまして、北海道については来年度公表される予定となっておりますことから、本町といたしましても本年度に全体の設計と調査ヒアリング、これを通してですね、町内関係者との勉強会などを行いながら意識の醸成と共有を図り、平成28年度に別海町の産業連関表を作成する予定といたしております。

この産業連関表を作成することによりまして、町内の産業構造や業態変更、設備投資などに有効に利用していただけるものと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） ことし、ようやくその産業連関のですね、調査が行われるということで非常に期待するところではありますが、ただ、やはり出てきたデータがですね、有機的に使われるためにはそれをきちんと分析しなくてはいけないところなのですね。

もちろんその要望があれば、それをどういうことに使うのかということに対しての町がきちんと、例えば分析までできるのかということになってきます。

一企業が努力していくことは、これはやっぱり産業の発展のためには企業が努力するということがまず大前提ですよね。

それで、さらにはそこに行政や周りの関連団体等が支援していくということが、なってくると思います。その中で、ひとつの企業、一企業でできることとできないことがもちろんありますね。

それが、そのできないことの代表的な部分がそうした市場調査ですとか、やりにくいことですね。お金も時間もかかるということで、できにくいところはそういった分析の部分なのです。市場の分析とか、そういうところなのですね。

ですから、そういうのを地域の中小企業の振興のために行政が担うというのは、これ私はすごくもったなことだと思いますし、ぜひ進めていきたいなと、いただきたいと思うのですが、そうしたところで産業連関のデータが出てきたはいいけど、それをどうやってきちんと分析して生かしていくのか。そこまでやっぱりやっていかないといけないのかな。

その辺の考えがあるかどうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もとよりこの産業連関表を作成してですね、それどうやって中小企業初め、地域経済で効率的に利用していくかという、そこが一番大事なところでありますので、当然、町としてもしっかり取り組むためのデータですし、中小企業の皆さんもそのデータをベースにして取り組んでいく、そしてただいま申し上げているように、それをどのように分析をして、政策、また、企業の今後の企業活動に取り組んでいくのか、さらに新しいこういう企業が、本町ではこれから企業として成り立っていく、いろいろな考え方に結びつけていくということでもありますので、それを含めては、いろいろな大学を含めて研究者も含めてですね、いろいろな方の分析に対して、分析してもらおうとか、これからの産業振興、中小企業振興にどうやって結びつけていくか等ですね、もちろん中小企業者も一緒になって考えていく、そういう形が必要だと思っておりますので、そのことについても十分配慮しながら取り組んでまいります。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） そのとおりなのですが、やはり分析にはかなり専門性も必要ですし、大学との連携ということもあります、24年に京大の岡田教授を中心に出していただ

いたそういう経済調査についてもですね、そこにかかわった大学の先生たちが今いらっしゃいますので、それこそですね、協力し合うというよりも、それほど専従、先ほどちょっと言いましたけど町のそうした基本的なそのデータを管理、それから活用していくための専門性を持った人を配置して、その人に例えば2年、3年の期間を限定して、その間にデータベース化ですとか活用するための指針ですとか、そういうのをつくって構築してもらおうぐらいの気持ちでやっていかなくتهはいけないのではないかなと、そのぐらいの気持ちであります。

以前からも申し上げていますように、産業連携室のような形で独立した形で、町内のそうした中小企業振興にかかわる部署をつくっていく。今は、これまでは各部署は連携の中で会議を持つので、いいのだということでありましたけど、今まさにそうしたデータをきちんと活用していくための戦略的なその部署をつくっていく必要があるのではないかなと、そういうふうにいま判断しておりますが、そのあたりについては、今の考えはどうでしょう。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの木嶋議員の質問につきましては、通告からかなり離れてきている。

町長の答弁に対して、どんどん、どんどん再質問していくという、そういうやり方は一般質問のやり方として非常に適正でないと思います。

これだけ傍聴の方もいらっしゃいます。

わかりやすい質疑をやましようということですから、議長に申し上げますが、この質問に対しては、町長は答えることができないと御理解いただきたい。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員に申し上げます。

だんだんエスカレートして通告外に入ったという今御指摘もございますので、ちょっと修正して質問していただきたいと思います。

木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 通告外というふうにとられると、それは仕方ないと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

学校教育の充実についてです。

本町では教育行政全般への配慮、そして指導主事の配置強化に伴う指導室の設置などにより、生き抜く力アッププロジェクトにおける成果を確実に上げてきています。

このことは、教育長を先頭に担当部署の皆さんの地道な努力のたまものであり、その御尽力に対し、心から敬意を表するものであります。

しかしながら、昨今の子供たちを取り巻く環境の変化等、複雑化、多様化は深刻で行く先を照らすはずの大人たちの役割が一層重要になってきています。

今こそ、教師、保護者、行政及び地域が一体となって取り組まなくてはならないことは十分御承知のこととして、質問させていただきます。

1点目です。

教育行政執行方針には、「子ども理解支援ツール「ほっと」や、「Q-U」などを活用し、児童生徒の実態を把握する調査を行うなど、よりよい人間関係づくりが実現できるよう指導します」とあります。

子ども理解支援ツール「ほっと」や楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」は、一人一人の心理状況を的確に診断し、いじめや不登校などを未然に防ぐためには有効

な手段として実証が重ねられています。

しかし、どんなに有効な手段であっても、そこからの情報の活用の仕方によって大きく成果に開きが出るものと考えます。

教育長はどのように活用環境を整えていくお考えなのか伺います。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 木嶋議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、子ども理解支援ツール「ほっと」ではありますが、子供のコミュニケーションスキルや日常生活への満足度、それから精神的な安定度など子供たちをより深く理解するために必要な情報を測定できる大変有効なツールとなっております。

また「Q-U」につきましては、楽しい学校生活を送るためのアンケートということで、「居心地のよいクラスにするためのアンケート」と「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」の二つから成っております。

学級集団の側面に立ち、個人、学級集団、学級集団と個人の関係、この三つの側面の理解が同時にできるものとされています。

いずれも御質問とおり、いじめや不登校を未然に防ぐために子供のサインを早期に発見するツールとして活用されております。有効な手段の一つとして実証が重ねられております。

どのような活用環境を整えていくのかという御質問でございますが、まず、「ほっと」の全校での導入、それから、「Q-U」については一定規模以上の児童生徒数が必要となりますので、適正規模校への導入を図ってまいりたいと思っています。

また、導入に当たっては教職員の情報共有とスキルアップが必要となりますので、これにつきましても、研修、指導を行っていききたいというふうに考えております。

「ほっと」につきましては、これまでもこのシステムの開発者である北海道医療大学の教授の数度招聘いたしまして、ツール活用の意義、有効な活用方法等についての検証を行っております。

今後も継続して研修を、これについては進めてまいりたいというふうに考えております。

このツールの活用を全町で実施することによりまして、分析結果等共有し、組織的な課題解決に向けた取り組みを展開できるものと考えております。

また、全学校実施することに伴い、小学校、中学校が連携して児童生徒の状況を引き継ぎ、継続して見守ることが可能となります。

教育委員会としましては、この取り組みからいじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に、今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） この「ほっと」とか「Q-U」について、これの導入についてですね、まず、保護者の理解というのですかね、中にはやはりアンケートとかそういう調査だけでその人の判断をしていく、これは一つの手助けになるという部分だと、支援の一部だと思うのですね。

実際には人と人とのコミュニケーションの中でやっぱり、本来は見つけていく部分だったりとか、感じていく部分だったりとかすると思うのですが、この機械的になってしまうのではないかとこの懸念もあるのですが、そうしたことに對してきちんと保護

者への説明ですとか、周知というのはされているのかどうか。

そういう危惧は初めからないというつもりで導入されていくのかどうか、お伺いします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） まず周知の関係ですけれども、学校では実施に当たりまして、当然、説明がされているというふうに考えております。

このツールの活用の部分ですけれども、アンケートの実施によって全てをですね、位置づけるという性格のものではなくて、例えば「ほっと」のことで言えばですね、先生のその児童や生徒に関する見方と本人の感じている感じ方、それを二つ並べることによってですね、その差というものが明確になることによって、その後、その生徒なりの指導につなげていくというような形でありますので、それはだけを持って評価していくというものではないということですね、きちっと説明しながら実施をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） そういうことであれば、多分、かなり有効な手段として今、実証されてきていますので、しっかりとして取り組みができるのではないかなというふうに考えております。

2番目の質問です。

本年度「食と運動コントロールできる子供の育成」を目指すとあります。

食育にはこれまで地産地消がクローズアップされる中で取り組まれてきました。

しかし、実際には食育基本法の前文にも「子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである」とあるように、食育は子供たちの心身の成長を助けるものであります。

健全な心身を成長させる上で大いに注目されていることが味覚であります。

味を認識するための「みらい」が発達する中で小学生のうちに五味、「甘味」、「酸味」、「塩味」、「苦味」、「うま味」をしっかりと経験することが大切であるとされています。

子供たちの健全な心身の成長は、いじめや不登校、学力、体力の向上にも直接影響する部分です。

また、食品添加物の中にも、子供たちの発達に大きく影響を及ぼすものもあると聞いています。

「栄養教諭の専門性を生かした食育指導の充実を図る」ともあります。

本来は家庭が中心で担うべき食育への取り組みですが、家庭との連携も含め具体的にどのように進められるのかをお伺いします。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 食育に関する御質問でございますけれども、まず、子供たちが生涯の基礎となる望ましい食習慣を身につけるということが、食育の目的だと考えております。

食育は学校教育の重要な要素であるとともに、本来、家庭が基本となつて行われるものであつて、食育の推進のためには家庭教育の充実が大切だというふうに考えております。

学校教育における食育につきましては、食事の重要性、それから喜びや楽しさ、心身の

成長や健康の増進上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自己管理する能力を養うこと、また、食べ物を大事にし、生産等にかかわる人たちへの感謝する心、食生活のマナーや食文化などを総合的に育むということとされております。

このことから、学校給食ではメニューの工夫はもちろんですが、地元食材を使用する別海給食やラッキーデーの設定、クイズ形式で毎日の給食について説明する一口メモなどに取り組んでおります。

また、年5回のお弁当の日を定め、親子共同でのお弁当作りを推奨して家庭における食育の機会とさせていただいております。

平成26年度から栄養教諭が配置されました。各学校へ出向き、食に関する事業を行い、子供たちに望ましい食習慣を促す学習をしております。

今後は、授業のほかに保護者に対しても、家庭における食育のあり方などを伝えていきたいというふうに考えております。

さらに本年度は、生き抜く力アッププロジェクトの一環として、生活力や体力向上に必要な食の大切さについて子供たちや保護者に興味を持っていただくために、和食をテーマにした給食メニューの創作コンテストを実施しております。2学期にはその優秀作品が給食の献立に登場する予定となっております。

以上ですが、食育の取り組みについて説明させていただきました。

今後も継続した取り組みにより、学校、家庭ではもちろんのこと地域を巻き込んだ食育を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 私の質問中に述べさせていただきました、しっかりと五つの味を味わうためのメニューをつくるのが、これを経験することが大切であるとしていますが、そのことについては何か特に取り組まれることはあるのでしょうか。

今の答弁の中では、それについては触れられていなかったので再度質問します。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 子供たちが小さいときからやっぱりその五感、五味と言うのですかね、いろいろな甘いですとか辛いとか辛いとか、そういうのを経験していくのは大変重要なことだと考えております。

先ほど和食の話をさせていただきましたけれども、その中でもやっぱり、もともと日本古来からある「食味」と言うものがあるものですから、そういったものを含めた教育をしようということで、今回、和食をテーマにして、「まごわやさしい」というところのキャッチフレーズで進めてきています。

そういったところから子供たちがですね、やっぱり「食味」と言うのですかね、学びながら、正しく育っていくということに重点を置いて今後も進めていきたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 人間の口の中には「みらい」という味を感じる器官があります。それが20歳をピークにどんどん減少していったら、二十歳のときには9,000あるものが、80歳のときにはそれが半分になるということでもあります。

ですから、できるだけ若いうちにしっかりと味わわせることが、心身の健全な育成にとって大切な部分であるということは、研究されている部分でもあるのですが、ぜひ、今は具体的にそういうお話はなかったですが、そういうことも少し意識してですね、12歳

までに五つの味をしっかりと味わってもらような取り組みをしていくということをしていただければなというふうには思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松原政勝君） 答弁いりませんか。

○4番（木嶋悦寛君） いりません。

○議長（松原政勝君） 以上で、木嶋悦寛議員の質問を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（松原政勝君） 皆さんおそろいなので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に1番小椋哲也議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（小椋哲也君） よろしくお願ひします。

通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

私は別海町における通信インフラの扱いについて、質問させていただきます。

近年、情報通信技術を利用したサービスが日常的に利用されるようになり、特に若い人は、みずから積極的にいろいろなサービスを利用している状況にあります。

これからは、より生活に密着した介護ですとか、医療、買い物等々の生活の支援として、この情報通信技術を意識せずに生活の中で自然と利用する形が進んでくると予測され、今よりも幅広い世代が通信インフラを活用する機会がふえてくると考えられます。

また、企業は経済活動を行う上で、特に別海町では酪農家の皆様たちがですね、さまざまな会計のソフトですとか、個体管理、繁殖管理等々、いろいろな技術をインターネット、通信インフラを経由して利用する状況になってくことに鑑みて、これから別海町の中で情報通信技術を利用したサービスの活用というのは避けて通れないものとなってきています。

通信インフラの状況として、都市部ではユーザーのお客さんの数が非常に多いため、民間事業者がみずから進んで設備投資を行って、通信サービスが提供されている状況ですが、別海町は非常に広範囲、すなわち設備投資が非常にかかる反面、利用するお客様が非常に少ないということで設備投資に見合うだけの売り上げが上がらないということで民間事業者だけではサービスが提供されていけないという状況にあります。

別海町のまちづくりの基盤として考えたときに、当然、道路ですとか水道、電気等々、いろいろなインフラが必要になっていると思いますが、別海町として通信インフラというものが一体どの程度重要であるのか、どの程度の位置づけを行うのか、そして、どのような状態、どのような通信環境が整うということを目指していくのか。また、民間事業者だけではサービス展開が望めないという状況で、町としてどのようにインフラ整備にかかわっていくのかということを以下の3点の質問の中でお聞きできればと考えております。

まず第1点目ですが、別海町では平成18年に整備した高速無線LAN施設、これを利用して指定管理者制度を使い、平成19年から通信サービスが提供されております。

この通信設備は最高速度が54Mbps、これちょっと専門用語になるのですがけれども

54 という数字が出ていまして、これは一般的に考えても非常に高速な通信速度と言えます。

ただし、この54 という数字はあくまでも最高速度を言っているもので、実際に利用する際にこの54 という数字が出るわけではありません。当然、有線と違いまして無線ということで、例えば、防風林が邪魔だとか、丘に隠されている、風、雪など等々天候によりまして、また、利用者数が多くなるような時間帯ですね、そういうときには、当然、この数字、通信速度というのは、随時、状況によって変化するという特性があります。

なので、なかなかこの高速無線LANを通じて、どれぐらいの数字が出ます、性能が確保されますというのは確約としては、言いづらい状況なのですが、あくまでも通信の、市街部は速い回線が使えるけれども、農家のほうではなかなか速い回線が使えないという格差を埋めるために、行政が始めたこの通信サービスがどれぐらいの性能を必要としているのか、別海町のまちづくりを行う通信のインフラとして、どれぐらいの性能があれば、この格差を埋められるというふうに考えているのか、また、今現在、実際に利用されている方がどの程度のサービスを受益しているのか、それを把握しているのかということについて御質問いたします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務長（竹中 仁君） 小椋議員の御質問にお答えいたします。

別海町地域情報通信施設、いわゆる高速無線LAN施設は、広大な本町の情報格差是正のため、民間のサービスが行われないエリアへの情報通信環境提供のため、平成19年度に運用を開始しております。

回線速度は今おっしゃられましたように、理論的には54メガの利用が可能となっておりますが、気象や地形による無線通信の減衰など、さまざまな要因により実測値との差が大きく、最大10メガから、状況によっては1メガ以下となる場合もあります。

御質問の行政の提供する通信サービスの通信性能の程度については、情報通信技術が飛躍的に発展し、データ通信量が年々ふえ続けている中、町が提供する無線通信には限界があり、速度を求め続けると際限がないというふうに考えております。

しかし、現在の高度情報化社会においては、社会生活、家庭生活を営む上で最低限の通信性能を確保する必要があることも十分認識しています。

このようなことから設置者としては、機器の更新等、現在ある施設の機能を最大限発揮できるよう努めていくことが必要だと考えています。

また、利用者が受けているサービス状況の把握については、指定管理者から提出される毎月報告書により、利用環境等によって通信速度等に大きな変動があることは承知しており、利用者からの問い合わせ等の対応についても、指定管理者との定期的な協議により情報の共有に努めているところでございます。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 通信環境のどの程度のサービスを受益しているのか、指定管理者のほうと常に情報を共有しているということですが、その状況について実際サービスを利用している町民の方への情報の提供というものはなされているのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

町からのですね、その都度の状況、運用環境の周知というもの、お知らせというものは行っておりませんが、通信の不具合等利用者の方からの問い合わせ等がありました

ら、即時対応するように努めているところでございます。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 実際はですね、54メガという性能、最高速度という形ですけども、実際はそこまであくまでも理論上の話であって、実際の利用する速度はそこまででもないというのは、確かに昔はそのような表記が多かったのですけれども、最近は大手メーカーでも実際はこれぐらいの速度ですよ、これぐらいまでの性能の範囲で利用できますよというのを、お客様にわかりやすく周知するというやり方が多くなってきましたが、そこら辺に関しては、どのように考えていますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 君） お答えいたします。

確かに実際の利用環境がどうであるかという情報を提供することも大切かと思っております。現在ではそういうサービスは行っておりませんが、今後、指定管理者との協議を進めて、何らかの方法でそういう状況について情報提供ができるような方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 内容のほう、理解しました。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

現在利用している高速無線LANの通信設備は、設置から8年以上が経過し、機器の更新もそろそろ考えなければいけないタイミングに来ております。

また、無線通信の特性上、通信が困難なエリアも存在し、その対策も求められております。

一方で、新しく性能のよい機器の実用化や民間事業者の新しい通信サービスの普及など、通信インフラを取り巻く環境は変化してきております。

このような技術やサービスをどのように活用し、高速無線LANを含めた別海町全体の通信インフラに活用するのか、また、どのようなタイミングで高速無線LANサービスの統廃合など計画全体の見直しを図るのか質問いたします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 御質問にお答えします。

事業開始から9年が経過いたしまして、通信の大容量化が進んでいることに加え、防風林や地形の影響等で電波が届きづらいエリアがあることも認識しており、課題の一つとして捉えております。

このような状況から、昨年度、特に利用者数が多く通信回線の混雑する本町より西側の基幹部分に、新たに高速の無線通信機器を整備して、通信速度の改善を図りました。

昨年度整備した通信機器の性能を検証しながら、今後についても最低限の品質が維持できるように順次改善に努めていきたいと考えています。

また、近年、情報通信技術はめまぐるしく進展しており、特に通信網は設備更新や技術革新のテンポが速く、その状況を適時適切に把握するのは容易なことではありません。

専門的な技術と知識が必要とされる情報化を推進するため、民間の技術力、情報力を積極的に活用することが重要だと考えており、高速無線LAN施設は当初から指定管理者制度を取り入れ、民間の力を活用する管理体制としたところです。

今後についても、携帯電話に代表される民間企業や情報技術の動向等を注視し、さまざまな視点から検討を進め、指定管理者と協議を行いながら適切な施設運営に努めてまいり

たいと考えております。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 西の方面、西春方面の通信環境が試験的に行って、改良がかなり改善しているということですが、今、利用している農家の方々たちはこの高速無線LANの設備がなければ、非常に遅い回線、具体的に言うと町が使われている光という契約、サービスに比べて何百倍も性能が劣る回線を使わざるを得ない。だからこの高速無線LANを使わざるを得ないという選択肢がない状態です。

なので、そのように改善、今後の今よりもよくなるという予定があるのであれば、できるだけお客様の町民の方々にどういうスケジュールで改善をしていくのかということを明らかにして、安心して、納得して使えるような環境にしていくのが望ましいと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 御質問にお答えいたします。

ただいまの高速無線LANの利用者数もですね、年々ふえてきておりまして、平成27年、本年の4月末時点では、252件まで利用者がふえているという状況でございます。

今、議員おっしゃられるとおりですね、特に市街地から離れた農村地域ではですね、現有のNTT回線、一部のADSL回線を利用できる区域がございますが、ISDN回線ですね、利用できるのがやっとなという地域も多々ある中で、この高速無線LANを利用させていただくということが非常に利用者の方にとっても、有益なことだというふうに考えております。

昨年、整備した基幹回線につきましては、その効果からですね、おおむね末端でもですね、5メガ程度まで通信速度が改善されてきている場所もあるということですが、昨年、工事を実施したばかりということですので、今年度ですね、十分な検証を行った中で、来年以降の施設整備にもそれをつなげていく、また、そういうめどが立った時点で、設置者として責任の持てる環境を情報提供できるようになった時点でですね、利用者の方にも必要な情報をお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 高速無線LANのサービスを利用する方、今お話しいただいたある程度サービスが固まってからお知らせするというところと少し関連するのですが、サービスを利用する際にある程度の無線を受信する設備を買わなければいけないので、この無線LANがどのようなサービス展開をしていくのかというのをお知らせするのは、その機械を買って、翌年このサービスが変わってしまったら、利用する側としては納得いかない部分が出てくると思いますので、できるだけ早くお知らせできるという形を整えて、進めていただければと思います。

続きまして、3問目の質問に入らせていただきます。

別海町では、平成11年に地域情報化の中核としてマルチメディア館をオープンさせ、情報通信技術の活用に力を入れてきた過去があります。

しかし、当時とは通信環境や技術、サービス、それらを取り巻く社会情勢など大きく変化し、新たなあり方が求められています。

また、別海市街地を初め、西春別や尾岱沼にも高速な回線が整備され、高速無線LANの普及率も高まり、情報通信技術を活用する優良な環境が整ってきたと言えます。

通信インフラと中核施設、これらを活用し別海町として情報通信技術をどのようにまち

づくりに活用していくのか、質問いたします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、御指摘がありましたマルチメディア館につきましては、施設の供用開始から今日で16年が経過しております。

その間のライフスタイルでありますとか、また、情報通信環境の急激な変化によりまして、時代に対応した施設のあり方について、多くの方々から御意見をいただいているところでもあります。

昨年4月に策定委員会から答申をいただいた仮称でございますが、別海町生涯学習センター建設基本構想、この中ではマルチメディア館につきましても、生涯学習センターの機能の一部として再整備、再活用することが望ましいというような御意見もあったところでもあります。

町といたしましては、今後の市街地活性化やまちづくり構想における中心的施設であります仮称生涯学習センターとの連携も含めてですね、多くの皆さんとのさまざまな意見交換、対話など協議によりまして対応していきたい。そのように考えております。

また、今後進めていくことになりますテレワーク構想でもですね、旧光進小中学校とともに、マルチメディア館をテレワークセンター・サテライトオフィスといたしまして活用していく、これも視野に入れているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、また、将来のまちづくりに大きな寄与する施設といたしまして、今後も多くの場で多くの方々の御意見をいただきながら、今後の活用の方向性を定めてまいりたい。そのように考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） ただいまの回答でありましたマルチメディア館、今後も新たな生涯学習センターとの連携ですとか、サテライトオフィスとして活用していく、テレワークの中で活用していくということの回答いただきました。

かつてはですね、マルチメディア館のようなハードウェアをきちんと整備して、そこを利用することでインフラを活用していくというあり方でしたが、現在はだんだんソフトウェアのほう重視を置かれて、ハードウェア、どこかに物理的に集まるという制限は、今進めているテレワークの関係も含めて場所にはとらわれないという形にだんだん変化していきました。

その中で通信インフラというハードは絶対に活用する基盤として残っていきます。

そして、そのまたハードとして残っているマルチメディア館、その通信インフラとの連携、具体的に言いますと両方とも指定管理制度を使って運営していると思うのですけれども、その二つの指定管理の内容をどのように関連させていくのか、それともまるっきり別個のまま進むのかどうかそこら辺のあたりですね、今後の運営、通信インフラと施設というものを一体化して考えていくのがあるかどうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

確かにそのハード面とですね、今後の活用されていくそのソフトウェア面をどうやって融合させていくかということは、この別海町の今後の通信インフラの整備、それからその活用において、大切なことに位置づけられるのかなというふうに考えられます。

両方とも指定管理ということで、まさしく現時点では同一業者が両方を指定管理しておりますが、先ほど町長からも答弁がございましたように、仮称生涯学習センターの附属施設、またはテレワークのサテライトとしてですね、そちらのほうの活用を今後どうしていくかということとあわせてですね、今後のよりよい方向性を検討する時間をしばしいただきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 回答ありがとうございます。

全て理解しましたので質問のほうを終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（松原政勝君） 以上をもちまして、小椋哲也議員の質問を終わりたいと思います。

次に11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目として、子育て支援充実についてです。

平成27年度行政執行方針では、子育て支援の充実として乳幼児医療費助成対象年齢の拡大実施に向けた検討を進める、子供の健康を増進するとともに子育て世代の負担を軽減し、安心して子供を産み、子育てできる環境の充実を図りますと明記されました。

多くの自治体で既に実施が始まっている内容であり、高校生までを検討するところもあります。

昨年12月議会の町長答弁では、1年ほど前から道内各自治体の取り組み状況を調べ検討してきているとのことでした。

行政執行方針に上げられたということは、今後取り組むべき重要課題としての認識によるものと考えます。

そこで、まず1点目として、町としての実施時期はどのように考えているか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 瀧川議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま瀧川議員がおっしゃられましたように子育て支援の充実につきましては、これからの別海町の将来のために取り組むべき重要な課題である。そのように認識をいたしております。

御質問の乳幼児医療費助成拡大の実施につきましては、行政執行方針で申し上げたところでもございます。

実施に当たりましては、取り扱い医療機関、これらの調整など準備期間が必要となりますことから、実施時期につきましては平成28年10月を予定いたしております。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） わかりました。

できるだけ検討時間を短縮して、実施時期を早めていただければと思います。

二つ目です。

対象年齢の拡大を上げられておりますが、どの年齢まで上げようと考えておられるか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

乳幼児医療費助成対象年齢の拡大につきましては、直近の決算をもとに対象年齢のほか、通院助成等も含めた試算を行いまして、拡大した制度を継続して行えるよう、財政への影響も考え検討していくこととしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） では、現在のところは多くの自治体では中学校卒業までとか、高校生、本当に拡大しているところでは24歳ぐらいまでの医療費無料化の実施がされているのですが、別海町においては中学校卒業までというところまでも検討状況には、まだ、回答としては入っていないということではよろしいのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

今のところ、中学生までとか高校生までとか、そこまでの判断に至るまでの試算等にはなっておりませんので、28年10月の実施に向けまして、今後、いろいろな検証しながら行っていくこととしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） できるだけ年齢拡大をしていただければと思っています。

三つ目の質問に移ります。

子供は子供として全員が平等で、子育て支援はどの子供にも平等であるべきと考えます。所得限度額を設定しない自治体もあります。

所得限度額についてどのように検討されているか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

乳幼児医療費助成の拡大は、子供の健康保持と増進を目的とし、子育て支援の有効な施策の一つであると考えております。

道内市町村のうち、平成26年度4月現在では、道の基準より何らかの拡大をしている市町村は139市町村で、そのうち所得制限を設定していない市町村は90市町村あります。

所得制限につきましても今後試算を行い、拡大した制度を継続して行えるよう財政の影響も考えまして検討していくことと、現在のところではしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 所得限度額についてもこれから検討されるということですが、多くの自治体が所得限度額を取り払っているということもありますので、この所得限度額というのがついてくると、あれもこれも多くの面で不利益をこうむる、そういう状況になりますので、ぜひ、所得限度額を設定しないで医療費の無料化実現のほうに向けて歩んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

二つ目の質問です。

奨学金の有効活用についてです。

奨学金の問題がマスコミで頻繁に取り上げられるようになりました。

奨学金を利用し終え、有利子償還が始まったことによる生活の圧迫、在学中も奨学金による借金がふえないようアルバイトに励まなければならず、さまざまな学びや経験の蓄積の時間が失われている学生の窮状が浮かび上がってきます。努力しても追いつかない状況が見えるように感じます。

別海町でも給付型の奨学金と貸付型の奨学金があり、学生となった皆さんは、奨学金を有効に活用しながら、選んだ道でそれぞれ勉学に励んでいることと考えます。

そこで質問させていただきます。

一つ目として、奨学金の貸付条例でも、町が特に必要と認めた業務に3年以上従事したときは3年を経過した日から以降に従事した期間に応じて、納入すべき額を減免することができますとしています。

昨年12月には、必要と認める職種の設定はしていないということでした。

減免の適用する職種について検討が始まっているが、そのことについてお聞きます。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

昨年12月の定例会におきまして、貸付条例における減免を適用する職種は設定していないと、ほかの自治体の制度なども参考に奨学金の貸し付け及び減免のあり方について検討したいと回答させていただきました。

その後、管内の奨学金貸付制度の調査等行い、検討をしているところでございますが、管内の状況は、支給額が月額1万円から3万円となっております。貸付対象はほぼ同じでございますけれども、高校を支給対象としている町村もありました。

減免制度につきましては、各自治体とも特別な事情があるものに認めるとしており、特別な事情とは、受給者の死亡、心身障害その他となっております。

また、町が特に必要と認めた業務に3年以上従事したときは、3年を経過した日から以降に従事した期間に応じて減免することができるとの規定につきましては、同様の規定を持つ町村もございました。

減免を適用する職種についての検討が始まっているかとの御質問ですけれども、条例の町が特に必要と認めた業務とは、貸し付け時点で減免を約束する職種を定めることを想定した規定ではございません。

例を挙げさせていただきますと、医療技術の学校に進む学生が、卒業後の進路を限定したくないなどの理由から5年間就職義務がある支給条例による奨学金を選択せず、貸付奨学金を利用した場合で、結果として、卒業後本町の医療機関に3年以上勤務したときなどは、支給条例との整合性から減免することが適当であるというふうに考えられます。

したがいまして、町が特に必要と認めた業務とは、減免を確約する個別の職種を定めるのではなく、減免をすることが適当であると判断できる事象について、それぞれ判断していきたいというふうに考えております。

なお、貸付奨学金制度全般につきましては、貧困対策などで、現在、国、道などにおいても奨学金制度のあり方について検討がされておりますので、それらの状況を見据えまして、本町といたしましても引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） この質問の最初のほうでも言いましたように、奨学金制度について本当に報道の中で、目にすることが多くなりました。借りている学生たちにとっては本当に緊急の課題になっていると考えます。

12月の一般質問のときには、奨学金の貸し付け及び減免のあり方について積極的に検討していきたいというふうに考えていると答弁されています。

この職種のことについては医療とか教育とか、そのようなことで給付型の減免、奨学金を受けている方もいらっしゃると思うのですけれども、このところでは貸し付けということになりますと、その職種を選ばないで奨学金を借りています。

減免をされるということについて、その職種が限定されることのないように、若者がその選んだ職種によって差別されることのないような減免制度のあり方というのが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 瀧川議員の今の質問は、最初から通告にあったことをもう一度聞いたのだと思いますので、教育委員会の教育部長が答えましたのは御存じのとおり、貸し付けを前提とした条例の奨学金の担当をしているということで答えましたけれども、御存じのとおり、町のほうでは医師ですとか看護師ですとかそういう職種を限定して町の機関に勤務していただける場合については、という条件で支給をするということを前提とした制度も持っているということですね。

二つの条例を持っているということでございます。

先ほどの教育部長の答弁の中にありましたように、現在は支給するというものについては、5年間の勤務を条件として、それを了解してくれる場合に、貸し付けて勤務していただいた場合には、返還は免除されるということになっております。

この二つの条例、当時ですね、同じ時期に調べましたら制定されておまして、当時は支給条例につきましても3年間、病院ですとか保健センターですとか、そういうところに勤務してくれた場合は返還しなくていいですよというその支給条例と、一緒の時期にこの貸付条例が議会では決定をされたということです。

その経緯を考えましてもこの貸付条例というのは、支給条例のほうで救えなかった場合の対応ですね、根拠に考えていった条例でないのかなということが推測される。

ですから、どのような学校に行ってもどのような職種についても返還金は免除されるのだというような、そのようなですね、貸付条例の中で、そのような対応していくというのは現時点においては大変難しいのかなというふうに考えておりますけれども、教育委員会のほうで所管している貸付条例の部分につきましては、今後も、先ほど言いましたように、国や道、いろいろなところの奨学資金制度も現在問題になっているようですし、検討されているようですので、町としても、その辺のいわゆる支給条例との兼ね合いも考えながらですね、検討していきたいということでございます。

御理解をいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） いつもこの奨学金のことについては言うのですけれども、地元に戻ってきて仕事をした、奨学金を借りていた学生に対してだけでも、まず減免措置がどんな職種でもとられるようにしてほしいということを重ねて言いまして、二つ目の質問に移ります。

ある自治体では、貸付奨学金を利用した青年たちに地元に戻ってほしいという願いを込めて、定住促進上乗せ金として一定金額の上乗せを実施しているところがあります。

今後の貸付奨学金の金額の変更など、基準を決めて取り入れ、若者にふるさとに戻ってきてもらう手だての一つとすることも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 瀧川議員の御質問のとおり、全国におきましては子供たちに地元に残ってほしいという願いから、奨学金に上乗せをして一定額を貸付する、あるいは定住した場合、償還を免除するなどのですね、自治体があるということでもあります。

本町においても、多くの若者の皆さんが定住し、社会人としてこの町を支えていくということは、町の目指している地域振興に大きくつながるものと考えております。

また、人口減少への対応につきましては、地方創生の最も大きな課題でもあります。

若者の定住促進を図ることが重要なテーマとなっています。

御提案のありました内容につきましては、有効な施策の一つと考えておりますので、関係する部署で全体的な協議を行い、その必要性についてですね、検討してまいりたい。そのように考えております。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） ぜひ、よい方向に検討していただいて、別海町に帰ってきた若者が安心して生活できるように、安心して仕事ができるような方向で検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松原政勝君） これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

議案調査のため、6月25日の1日、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、6月25日の1日、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日は、各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 1時37分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員